

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」(第2回)

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成22年4月1日 ～ 平成25年3月31日までの3年間

2. 計画の内容

目標1 子供が生まれる際の父親の休暇の取得の促進

(対策) 平成22年4月～ 制度内容の検討開始
制度の導入、社員への周知を行う

目標2 (仮称)ファミリー休暇の新設
子供を養育する社員が学校行事・レジャー等、子供と一緒に
過ごせる休暇制度を導入する。

(対策) 平成22年4月～ 社員の具体的なニーズの調査
および制度の詳細について検討開始
制度の導入、社員への周知を行う

目標3 有給休暇の取得促進およびノー残業デーの浸透化

(対策) 平成22年4月～ 運用および周知方法を労使で検討開始
社員への周知を行う

以上